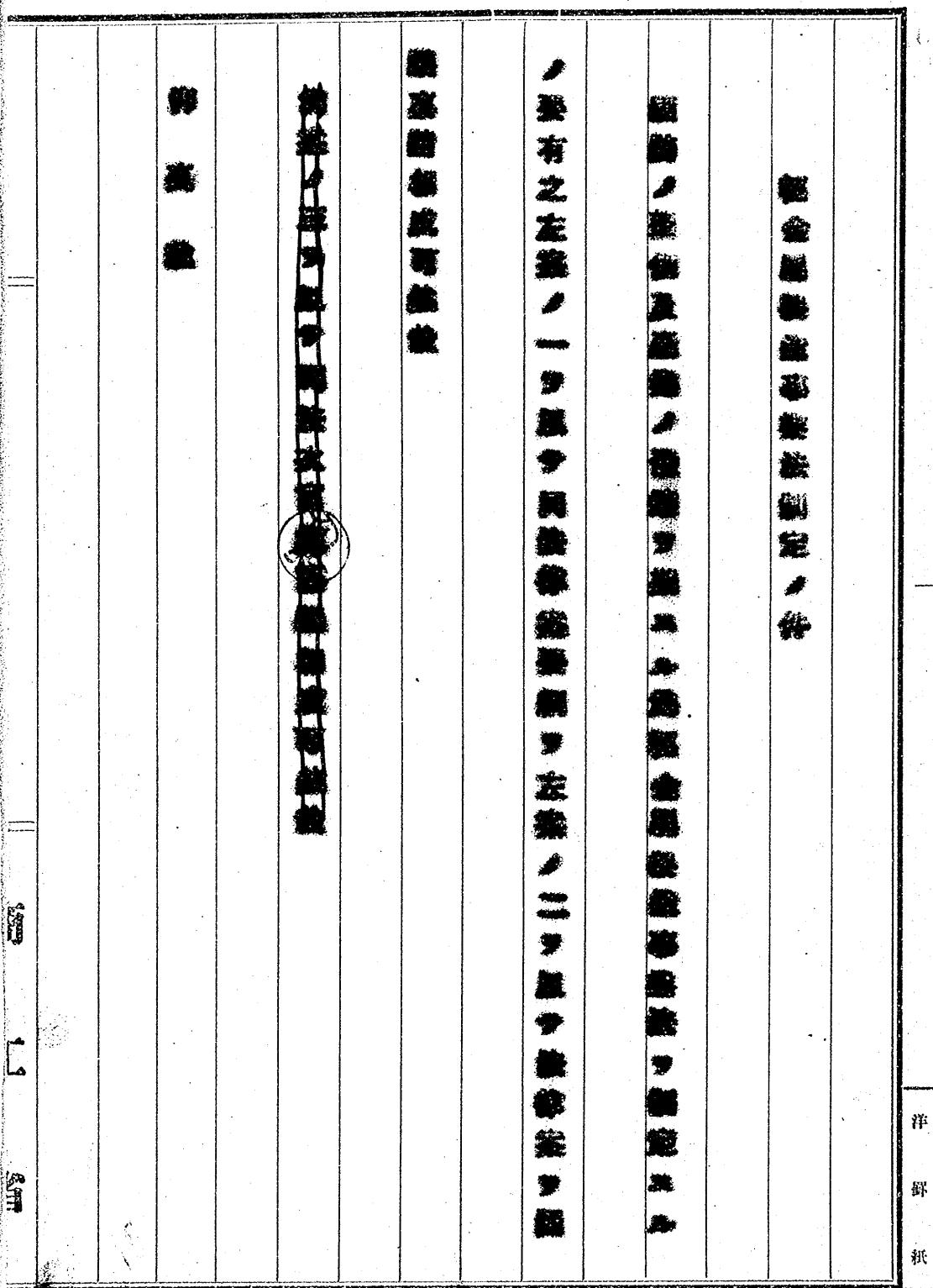


事件の高工有起業ノモノニテ
宣傳案を同有ニテ作成せらる

昭和 年 第 號	接受	昭和	年	月	日	接受ヨリ
	起案	昭和	年	月	日	ノ日 數
	工務課長	工務課長	工務課長	工務課長	工務課長	決判
大臣	文書課長	文書課長	文書課長	文書課長	文書課長	施行
政務次官	法令科長	法令科長	法令科長	法令科長	法令科長	月
參議院	秘書課長	秘書課長	秘書課長	秘書課長	秘書課長	日
臨時物資調達局本部	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	洋紙回叢用紙

日本標準規格 B5 (182×257mm)



日本標準規格 B5 (182×257mm) (小製納)

卷ノ一

洋
紙
屏

圖書・叢書及複数の書籍・文庫を複数冊購入する際の
運送料金を算出するための計算用表

算
算
表

参考額定表至合算表ヲ備フ

卷
十
四
年
度
算
算
表

國
立
大
學

內
務
大
臣

大
藏
大
臣

1160

日本標準規格 B5 (182×257mm) (小張納)

卷之三	大經	卷之四	大經
一	二	三	四
五	六	七	八
九	十	十一	十二
十三	十四	十五	十六
十七	十八	十九	二十
二十一	二十二	二十三	二十四
二十五	二十六	二十七	二十八
二十九	三十	三十一	三十二
三十三	三十四	三十五	三十六
三十七	三十八	三十九	四十
四十一	四十二	四十三	四十四
四十五	四十六	四十七	四十八
四十九	五十	五十一	五十二
五十三	五十四	五十五	五十六
五十七	五十八	五十九	六十
六十一	六十二	六十三	六十四
六十五	六十六	六十七	六十八
六十九	七十	七十一	七十二
七十三	七十四	七十五	七十六
七十七	七十八	七十九	八十
八十一	八十二	八十三	八十四
八十五	八十六	八十七	八十八
八十九	九十	九十一	九十二
九十三	九十四	九十五	九十六
九十七	九十八	九十九	一百

洋
匯
紙

卷之三

三

國朝之世，及至清之世，雖有方正統之學，而無崇德之風。

少卿有之無所有也今臣有所有而無之故請以所無易所所有

卷之三

卷之三

卷之三

日本標準規格 B5 (182×257mm) (小張納)

1164



昭和十四年二月

輕金屬製造事業法案要綱

商工省工務局

輕金屬製造事業法案要綱

(一) 目的

國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル輕金屬製造事業ノ確立ヲ圖ルコト

(二) 適用範圍

本法ハアルミニウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ製造事業ニ適用スルコト

(三) 事業經營及設備ノ増設、變更ニ對スル統制

イ、一定規模以上ノ輕金屬製造事業ヲ營マンドスル者ハ政府ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノトスルコト

ロ、イ、ノ許可ヲ受ケタル輕金屬製造會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ事業ヲ開始スルヲ要スルモノトスルコト

ハ、輕金屬製造會社ハ設備ノ増設、變更ニ關シ政府ノ許可ヲ受クル

(四)

ヲ要スルモタヌルコト

二、イ、ノ許可ヲ受クルコトヲ得ルモノハ株式ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法人ニ屬スル帝國法令ニ依ル株式會社タルヲ要スルモノトスルコト

輕金屬製造會社ニ對スル特典

イ、免稅

1、輕金屬製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年間於テ政府ノ指定スル期間内ニ一定規模以上ノ設備ヲ新設又ハ増設シタルトキハ設備完成ノ年度及具ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得稅、營業收益稅及地方稅ヲ免除スルコト

2、輕金屬製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行後五年間輸入稅ヲ免除スルコト

四、土地收用法ノ適用

軽金属製造會社ノ營ム輕金属製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用シ又ハ使用シ得ル事業トシテ同法ヲ適用スルコトハ、資金調達ニ關スル特典

1、輕金属製造會社ハ其ノ事業設備擴張費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ政府ノ認可ヲ受ケ増資ヲ行ヒ得ルモノトスルコト

2、輕金属製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業設備擴張費用ニ充ツル爲商法ノ規定ノ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルヲ得ルモノトスルコト

(五) 輕金属製造會社ニ對スル監督

イ、輕金属製造會社ノ事業ノ譲渡、廢止又ハ休止ハ政府ノ許可ヲ要スルモノトスルコト

ロ、輕金属製造會社ノ合併、解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非

ザレバ效力ヲ生ゼザルモノトスルコト

ハ、輕金屬製造會社ハ毎營業年度諭メ事業計畫ヲ政府ニ届出ズルヲ
要スルモノトスルコト

併シテ政府必要アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルヲ得ルモノ
ノトスルコト

三、政府ハ輕金屬製造會社ヲシテ業務及財產ノ狀況ニ關シテ報告ヲ
爲サシメ、輕金屬製造會社ニ對シテ監督上必要ナル命令ヲ發シ
處分ヲ爲シ、輕金屬製造會社ノ事務所、工場、倉庫等ニ監視ス
ルヲ得ルモノトスルコト

(六) 輕金屬製造會社ニ對スル公益命令

イ、政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シア
ルミニヨウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ製造若ハ販賣ニ關シ
ガ外ミニヨウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑又ベ價
格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル時ヨラ當スト得ルモノトスルコト

四、政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ輕金属製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ變更ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ハ、政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ輕金属製造會社ニ對シアルミニウム、アルミナ又ハマダネシウムノ原料又ハ材料ノ貯藏又ハアルミニウム、アルミナ又ハマダネシウムノ製造ニ關スル特殊事項ノ研究ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ト

二、四、ハ、ノ命令ニ因リ損失ヲ生ジタルトキハ政府之ヲ補償スルコト

(七) 輕金属製造ニ對スル助成及保護

政府ハ政府ノ指定期間内ニ依ルアルミニウム、アルミニナ又ハマダネシウムノ製造ニ關スル研究又ハ試驗ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於チ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトスル

コト

5

(九) アルミニウム又ハマグネシウムノ共同販賣ニ關スル特殊會社
イ、政府ノ事業命令

政府アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及
價格ノ公正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ノ適當ト
認ムル者ニ對シ左ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ行フベキコトヲ命ズ
ルヲ得ルモノトスルコト

アルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、
移出及移入

アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ原料及材料ノ買
入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓
滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業
右ノ事業命令ヲ受ケタル會社（受命會社）一命ゼラレタル以外ノ
事業ヲ營マントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノト

スルコト

四、受命會社ノ組織

受命會社ハ帝國法人タル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名式トシ、
政府、公共團体、帝國臣民及帝國法人ノミガ之ヲ所有スルモノタ
ルヲ要スルモノトスルコト

ハ、受命會社ニ對スル特典

1、受命會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルヲ得ルモ
ノトスルコト

2、政府必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社又ハアルミニウム、
マダネシウムノ輸入業者等ニ對シ其ノ製造又ハ輸入ニ係ルアル
ミニウム又ハマダネシウムノ受命會社ニ對シ賣渡スペキコトヲ命
ズルヲ得ルモノトスルコト

ニ、受命會社ノ監督

1、受命會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバアル

- ミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出
又ハ格入ヲ行フヲ得ザルモノトスルコト
- 2、受命會社ハ其ノ受命事業ニ付業務規程ヲ定メ政府ノ認可ヲ受
クルヲ要スルモノトスルコト
- 3、受命會社ハ毎營業年度其ノ受命事業ニ付事業計畫ヲ定メ政府
ノ認可ヲ受クルヲ要スルモノトスルコト
- 併シテ政府必要アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルヲ得ル
モノトスルコト
- 4、受命會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益
金ノ處分、社債ノ募集、合併竝ニ解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ
受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトスルコト
- 5、受命會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クルヲ
モノトスルコト

要スルモノトスルコト

6、政府ハ受命會社ヲシテ業務及財産ノ状況ニ關シテ報告ヲ爲サシメ、受命會社ニ對シテ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲シ、受命會社ノ事務所、營業所等ニ臨檢スルヲ得ルモノトルコト

亦、受命會社ニ對スル公益命令

政府軍事上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ受命會社ニ對シ販賣先及販賣數量ノ指定其ノ他受命事業ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

(九)輕金屬製造事業委員會

本法ノ運用上重要ナル事項ニ付テハ貴、衆兩院議員、關係官廳高等官及輕金屬ニ關シ學識經驗アル者ヨリ成ル輕金屬製造事業委員會ノ議フ經ルヲ要スルモノトスルコト



昭和十四年二月

輕金屬製造事業法案

商工省工務局

1174

輕金屬製造事業法案

第一條 本法ハ國防ノ整備及產業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル輕金屬製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ輕金屬製造事業ト稱スルハアルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 輕金屬製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル輕金屬製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、收締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又

ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社一輕金屬製造會社一ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

輕金屬製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 輕金屬製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第七條 輕金屬製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ

増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得稅及營業収益稅ヲ免除ス

前項ノ輕金屬製造會社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ輕金屬製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業収益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ヲ免除セラレタル輕金屬製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得稅及營業収益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者ガ第七條ノ規定ニ依ル所得稅及營業収益稅免除期間内ニ

在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

第十條 軽金屬製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第十一條 軽金屬製造會社ノ營ム輕金屬製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ待ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十二條 軽金屬製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額研込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十三條 軽金屬製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十四條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

輕金屬製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第十五條 輕金屬製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得
第十六條 政府ハ輕金屬製造會社ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ輕金屬製造會社ニ對シ業務又ハ利益金ノ處分、償却其ノ他會

計ニ隸シ監督上必要ナル命令ヲ般シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏フシテ輕金屬製造會社
ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財產
ノ狀況又ハ帳簿等調査ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス體積ヲ携帶セシムベシ

第十七條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ
アルミニウム、アルミナ又ハマグボシウムノ製造又ハ販賣ニ關シア
ルミニウム、アルミナ又ヘマグボシウムノ供給ノ圓滑又ハ價格ノ公
正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲メコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキヘ輕金屬製造會社ニ對シ其ノ設備
ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ變更フ命令ズルコトヲ得

第十八條 政府軍事上必要アリト認ムルトキヘ輕金屬製造會社ニ對シ
命令ヲ以テ認ムルアルモニツム、ソルミナ等ヘマグボシウムノ原料
若ハ其ノ製造の必要ナル材料ノ貯藏量ハアルミニウム、アルミナ若

ハマグネシウムノ製造ニ關スル特殊事項ノ研究ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 第十七條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ
生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スペキ補償金ノ總額ガ帝國
議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要
ス

第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル原料又ハ製造
方法ニ依ルアルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ製造ニ關ス
ル研究又ハ試驗ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
ルコトヲ得

第二十一條 政府アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ
圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ政府ノ適當ト認ムル者ニ對シ左ノ各號ニ掲タル事業ノ全部又
ハ一部ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 アルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

二 アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ原料及其ノ製造ニ
必要ナル材料ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

三 其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑
及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

第二十二條 前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法
令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名式トシ株主ノ全
部ガ政府、公共團体、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人
ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又
ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セ
ザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至

リタルトキハ政府ハ其ノ命令ヲ取消スヨトヲ得

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル會社（受命會社）
其ノ命ゼラレタル事業以外ノ事業ヲ行ハントスルトキハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 受命會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコ
トヲ得

第二十五條 政府必要アリト認ムルトキハアルミニウム又ハマグネシ
ウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ製造、輸入又ハ移入ニ係ルアルミニウム又ハマグネシウムヲ受命
會社ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 受命會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル
價格ニ依ルニ非ザレバアルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、
輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 受命會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、

利潤金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 受命會社借入金ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十九條 受命會社ハ其ノ命ゼラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 受命會社ハ其ノ命ゼラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命ゼラレタル事業ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命ゼラレタル事業ノ業務又ハ利益金ノ處分
償却其ノ他會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト
ヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ受命會社ノ事務所、
營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ命ゼラレタル事業ノ業務若ハ
財產ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場
合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第三十二條 政府軍事上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ受命會社
ニ對シ販賣先及販賣數量ノ指定其ノ他其ノ命ゼラレタル事業ノ業務ニ
關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ輕金屬製造會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミナ
又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル
所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコト
ヲ得

第三十四條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可、第十七條ノ命令、第十八條ノ命令、第十九條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十一條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外輕金属製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

輕金属製造事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 輕金属製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監查役ノ解任ヲ爲スコトヲ得受命會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ第二十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監查役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ輕金屬製造事業ヲ營ミタル者

二 第二十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第六條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ設備ヲ増設シ又ハ變更

シタル者

二 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ事業ノ全部又
ハ一部ヲ讓渡シ、廢止又ハ休止シタル者

三 第十五條第一項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届
出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

四 第十五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更
セズシテ之ヲ實施シタル者

五 第十七條、第十八條、第二十五條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル
命令ニ違反シタル者

- 六 第二十三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ其ノ命ゼラレタル事業以外ノ事業ヲ行ヒタル者
- 七 第二十六條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル價格ヲ以テアルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ爲シタル者
- 八 第二十八條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ借入金ヲ爲シタル者
- 九 第二十九條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル業務規程ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタル者
- 十 第二十九條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ業務規程ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者
- 十一 第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事業計畫ニ依ラズシテ事業ヲ行ヒタル者
- 十二 第三十條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變

更セズシテ之ヲ實施シタル者

第三十八條 第十六條第二項又ハ第三十一條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十六條第一項又ハ第三十一條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ

又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十六條第三項又ハ第三十一條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第四十條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、屬人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十一條 第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ罰則ハ

其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 第三十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ經金屬製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ

設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ經金屬製造事業ヲ營ム爲本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
 前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條及第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

輕金屬製造業法案理由書

アルミニウム、マグネシウム等輕金屬製造事業ノ生產力ヲ擴充シ之ヲ確立シ以テ國防ノ整備ト産業ノ發達ヲ期スル爲ニハ之ニ對シ保護助成ヲ與フルト共ニ適切ナル指導監督ヲ行フノ要アリ
是レ本法ヲ提出スル所以ナリ